



保育施設・幼稚園

保育園・認定こども園・幼稚園など通年でお子さんが通う施設を紹介します。

\\ 認可保育施設 //

認可保育施設の入所に関すること

認可保育施設の新規入所申し込みと同時に「保育の必要性の認定」の申請が必要です。児童の保護者が「保育の必要な事由」に認定される場合、「支給認定証」を交付し、入所申込書を元に認可保育施設の利用を決定します。

入所調整に関するお問い合わせ
幼児保育課 ☎ 052-613-7669 ☎ 0562-38-6292

公立保育園に関するお問い合わせ
各公立保育園又は幼児保育課

私立保育施設に関するお問い合わせ
各施設



公立保育園

施設名	所在地	電話番号	0歳児保育
一番畑保育園	名和町蓮池7	052-603-0719	—
名和保育園	名和町池西45-1	052-603-0707	○
名和東保育園	名和町南三宅山45	052-604-0731	—
渡内保育園	荒尾町油田48-1	052-604-0222	○
平洲保育園	富貴ノ台3-74	052-603-0369	—
木庭保育園	富木島町峰畑10	052-601-4115	○
みどり保育園	荒尾町寺前6-1	052-604-8330	○
明倫保育園	富木島町貴船16-4	052-603-0189	—
富木島保育園	富木島町向イ57	052-603-0370	○
東山保育園	富木島町新藤棚51	052-604-8320	○
大田保育園	大田町庄之脇15	0562-33-0462	○
高横須賀保育園	高横須賀町塩田5-1	0562-32-2425	—
横須賀保育園	元浜町11	0562-32-0924	○
養父保育園	養父町大木之本27	0562-32-0312	○
加木屋保育園	加木屋町順見51	0562-32-1033	○
三ツ池保育園	加木屋町平子49-13	0562-32-0313	○
大堀保育園	加木屋町東大堀28-34	0562-34-9260	○
加木屋南保育園	加木屋町南鹿持27	0562-34-8207	—

保育所（私立）

施設名	運営主体	所在地	電話番号
エチュード上野台	社会福祉法人千寿会	富木島町新藤塚30	052-601-8855
きだっこえん	社会福祉法人福寿園	大田町庄之脇22	0562-36-1207
memorytree 社山保育園	(株) nexus	加木屋町北社山18-44	0562-74-9003

幼保連携型認定こども園（私立）

施設名	運営主体	所在地	電話番号
葵名和幼稚園	学校法人 葵学園	名和町一枚畑15-39	052-603-2569
明佳幼稚園	学校法人 明佳学園	加木屋町北平井54	0562-34-9512

小規模保育事業（私立）

施設名	運営主体	所在地	電話番号
memorytree名和北保育園	(株) nexus	名和町寝覚298	052-890-5171
memorytree太田川保育園	(株) nexus	高横須賀町葦山1020	0562-74-9101
荒尾サンフレンズ保育園	サンヨーホームズコミュニティ(株)	荒尾町御幣土138	052-217-4774
加木屋町サンフレンズ保育園	サンヨーホームズコミュニティ(株)	加木屋町木之下118-3	0562-38-5301
memorytree名和町保育園	(株) nexus	名和町向イ40-1	052-890-5371
memorytree伏見保育園	(株) nexus	富木島町伏見4-15-12	052-890-2771
はな保育室たかよこすか	(株) はな保育	高横須賀町5-122 ウィルM 1階	0562-57-5330
名和駅前サンフレンズ保育園	サンヨーホームズコミュニティ(株)	名和町1-93 フレッシュエンド名和1階	052-602-7016
めいてつ保育ステーション 大池公園ぼっぼ園	(株) 名鉄スマイルプラス	荒尾町丸根1-22マックス パリュ東海荒尾店2階	052-627-1919
はな保育室かぎや	(株) はな保育	加木屋町寺ノ前37-1	0562-38-7705
memorytree 名和寺徳保育園	(株) nexus	名和町寺徳1-6	052-750-1320



\\ 認可外保育施設 (私立) //

企業主導型保育事業

施設名	運営主体	所在地	電話番号
ベティさんの家キッズルーム 太田川	(株) Rand Tカンパニー	高横須賀町3-16	0562-36-0028
インターナショナルスクール なかよし保育園	(株) 中村土木建設	加木屋町内堀136-2	0562-38-7555
マリーアグラナマ保育園 ふしみ園	一般社団法人エル・グラナマ	富木島町伏見2-6-11	0120-419-115
チャイルドハウス東海	NPO法人プレマクラブ	加木屋町北平井57-1	0562-74-7774
めいてつ保育ステーション 太田川ぼっぼ園	(株) 名鉄スマイルプラス	大田町後田1158 ソラト太田川1階	0562-57-5500
東海さくらのみち保育園	日本製鉄(株) 名古屋製鉄所	東海町4-70-1	052-602-7007
マリーアグラナマ保育園 DREAMS	一般社団法人エル・グラナマ	大田町蟹田1051	0120-419-115
インターナショナルスクール ハッピー保育園	(株) 中村土木建設	高横須賀町4-136	0562-33-2177
KidsLandみやびの	医療法人 嚶鳴会	富貴ノ台5-89	052-602-4150

\\ 幼稚園 (私立) //

施設名	運営主体	所在地	電話番号
東海めぐみ幼稚園	学校法人 坂田学園	荒尾町神田15-3	052-603-4762
上野台幼稚園	学校法人 中村学園	富木島町西長口70	052-603-4555
雨尾幼稚園	学校法人 雨尾学園	大田町西ノ脇29-13	0562-32-1846



みんなの入園エピソード

生まれてはじめて社会に出る「入園」は、人生の一大イベント。本人だけでなく、親も必死でした。そんな先輩パパママの我が子の入園エピソードを紹介します。



幼稚園

入園1週間くらいは泣いていましたが、先生たちが明るく引き離してくれるのが安心して任せられました。その後もたまに泣くことはありましたが、親の姿が見えなくなるとケロッと泣き止んで遊ぼうとする頑強な子でした！



保育園

育児終了のタイミングで、1歳で保育園入園。入園前の慣らし保育はなかったため、2日だけ有給を使って午前のみ登園、3日目からフル登園にしましたが、すぐに保育園の洗剤で登熱。結局最初の2ヶ月は、休まず通えた週はありませんでした。溜まっていく仕事、減っていく有給、体調が悪い娘、あの頃は本当に大変でした。

幼稚園

朝、パジャマから着替えるのもイヤイヤと泣くので、パジャマのまま脇に抱えて制服と靴をバスに投げ込み、先生が人さらいみたいに連れて行く...という連携プレーを毎朝繰り返していました！こっそり様子を見に行ったら、先生に抱かれてママと泣く我が子...でも、1週間経ったら普通に園に行くようになりました。



保育園

1才半で入園した長女は、大号泣。まあ初めは泣くよな...と思いながら過越し、なんと年長さんの初めまで、ほぼ毎日グズリながら登園。次女は1才で入園したけど、ほとんど泣きませんでした。同じ親から生まれても性格は子によりけりだなと感じました。



幼稚園

プレに行っていたからか、園バスが来たら駆け寄って行き、私の手を振りほどいて乗車。バスの中から泣き顔でこちらを見ていました。先生も笑ってましたわ。



保育園

1歳で保育園に入れ、いま4歳です。初めは離れる時に大号泣でどうなることかと思いましたが、1週間泣かなくなり、1ヶ月でばいばいした後は振り向きもせず教室に向かうようになり、親の方が寂しくなるほどでした笑。



POINT

園に通う前に..

初めての社会デビュー、親子で緊張しますよね。登園前の準備でおすすめるのは、登園の時間に合わせて起床時間、入眠時間を調整してみること。急に生活習慣が変わると大変なので、準備として少し前から合わせてみると良いでしょう。

また、場所に慣れるために幼稚園・保育園のプレ教室があれば通ってみたり、市の支援センターや公園でお友達と遊ぶ経験をしたりしてみるのも良いかもしれません。



こども誰でも通園制度



就労の有無に関わらず全てのこどもの育ちを応援するため、保育園や子育て総合支援センターなどを一定時間利用できる制度が令和8年度から新しくできました。

対象 生後6か月～満3歳未満の子ども

利用時間 月10時間まで



一時的な預かり

日常的に預ける必要がなくても、時にはいろいろな事情で預かり保育が必要になることがあるもの。そんな時に使える一時的な保育サービスをご紹介します。利用できるケースがそれぞれ異なるので事前にしっかりチェックしておくとお急ぎに預かり保育が必要な時にも安心！

東海市ファミリー・サポート・センター

事前登録が必要



問 東海市ファミリー・サポート・センター
☎ 0562-85-6556

子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と手助けをした人（提供会員）が共に会員になって、子育ての援助をする事業です。利用には、あらかじめ会員登録が必要です。援助活動日の前には、会員同士で事前打ち合わせがあります。

どんなサポートをしてくれるの？

- 保育園・幼稚園の登園前の預かりや送り
- 保育園・幼稚園、児童クラブのお迎えや帰宅後の預かり
- 保護者の外出時の預かり など

利用時間 7:00～21:00

利用料 1時間あたり600円 土・日・祝日は700円

幼児一時預かり



問 子育て支援センター

リフレッシュしたいとき、病気や通院などで育児ができないとき、就職活動などお子さんを連れての外出が困難なとき、保育園や幼稚園が休みの日に仕事が入ったとき、急な用事が入ったとき等にお子さんを一時的にお預かりします。

対象 東海市在住の満1歳から就学前までの児童
 利用料 1時間あたり730円、その後30分ごとに360円
 申し込み 利用日前日（開館日）の16:00までに利用施設にお申し込みください。当日申し込みの場合は、定員に空きがあれば16:00まで利用することができます。

子育て総合支援センター ☎ 0562-85-6177

預かり可能日時
 年末年始を除く、火～日曜日 9:00～19:00
 定員 10名

南部子育て支援センター ☎ 0562-35-1011

預かり可能日時
 年末年始を除く、月～金曜日の平日 9:00～16:00
 定員 3名

一時的保育（非定型的保育）



問 みどり保育園
☎ 052-604-8330

保護者の就労形態等（就労、職業訓練、就学）により週3日以内において保育するものです。（保護者どちらかの就労等が1月あたり60時間未満の場合に限ります）

申請 希望月の前月20日までに、保育園入所申し込みと同様の書類を揃えて申請してください。

実施場所 みどり保育園

利用料	●1歳児	月額2,000円
	●2歳児	月額1,900円
	●3歳児	月額1,100円
	●4歳児以上	月額1,000円

一時的保育（緊急一時保育）



問 各公立保育園

幼稚園、保育所等に通っていないお子さんの保護者が、病気等（通院や出産、冠婚葬祭、求職活動、リフレッシュ）により緊急かつ一時的に家庭での保育が困難となる児童の保育をするものです。（保育園の定員の範囲内）

対象 満1歳から就学前までの児童
 利用回数 1か月につき14日（リフレッシュの場合は2日）以内

申し込み 各公立保育園
※リフレッシュの場合は希望日の3日前まで（休園日は含まない）

実施場所 各公立保育園

利用料	●1歳児	月額2,000円
	●2歳児	月額1,900円
	●3歳児	月額1,100円
	●4歳児以上	月額1,000円



病児・病後児保育

事前登録が必要



問 幼児保育課
☎ 052-613-7669
☎ 0562-38-6292

子どもが病気で、保護者の就労等のため、家庭での保育や集団保育ができない場合、当面の症状の急変が認められない時に、病児・病後児保育室でお子さんをお預かりします。ただし、医師が病児・病後児保育の利用が可能であると認めた児童および当日体温が38.5度を超えていない児童に限ります。

また、令和7年4月より名古屋市の施設を利用できるようになりました。詳しくは市ホームページをご覧ください。

対象 保護者が東海市在住、在勤、在学者の生後6か月から小学校3年生までの児童

実施場所 公立西知多総合病院
院内保育所「さくらんぼハウス」
病児・病後児保育室
☎ 0562-39-3230

利用日 月～土曜日の8:00～19:00（祝日・年末年始を除く）

利用料 月額3,000円 昼食500円

申し込み 幼児保育課で事前登録が必要です。医師の診察を受け、診療情報提供書を作成してもらい、前日の19:00までに病児・病後児保育室まで電話でお申し込みください。

短期入所生活援助事業



問 こども課
☎ 052-613-7658
☎ 0562-38-6281

保護者が入院、通院、その他の理由により、児童の養育が一時的に困難になった場合や経済的問題等により緊急的に保護を必要とする場合の母子等を施設で養育および保護します。

利用日数 原則7日以内

夜間養護事業・休日預かり事業



問 こども課
☎ 052-613-7658
☎ 0562-38-6281

保護者の仕事等により恒常的に夜間・休日に不在となる場合等で、一時的に家庭における養育が困難になったときに、児童を施設で養育します。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（登録児童）

事前登録が必要



問 社会教育課
☎ 052-613-7834
☎ 0562-38-6427

保護者が労働等により昼間家庭にいない市内小学校の児童（小学校1～6年生の登録児童）を対象として、学校の授業終了後に、生活の場の提供と適切な遊びなどを指導し、児童の健全な育成を図るものです。

運営主体 東海市

場所 市内12小学校

利用料 小学校1年生～3年生…無料
小学校4年生～6年生…3,000円/月

申し込み

事前登録が必要です。詳しくはQRコードから「利用の手引き」をご覧ください。

NPO法人 学童保育ざりがにクラブ



☎ 0562-34-0954

運営主体 NPO法人学童保育ざりがにクラブ

場所 ●加木屋南学童保育ざりがにクラブ
(加木屋町東大堀32-55)

●荒尾学童保育第一どんぐりクラブ
(荒尾町仲田267)

●荒尾学童保育第二どんぐりクラブ
(富貴ノ台1-220)

●渡内学童保育おおぞらクラブ
(荒尾町下平子1-17)

利用料 児童の学年やその他の条件により利用料が異なりますので、別途お問い合わせください。



Topic 01

働くママ・パパのための制度

仕事を続けながら妊娠・出産・育児を迎えることに不安はありませんか？
仕事と育児を両立していくためには、さまざまな制度があります。



出典：厚生労働省ホームページ「女性労働者の母性健康管理等について」https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/index.html
厚生労働省ホームページ「働きながらお母さんになるあなたへ」<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000563060.pdf> を加工して作成

産前産後の休業について

*会社に規定がなくても、パートなどの方も会社へ申し出ることができます。

産前休業

出産予定日の6週間前(双子以上の場合14週間前)から、請求すれば取得できます。出産当日は産前休業に含まれます。

産後休業

出産日の翌日から8週間は就業することができません。ただし、産後6週間を経過後に、本人が請求し、医師が支障がないと認めた業務には就業できます。
*流産・死産(人工妊娠中絶を含む)した場合でも、妊娠4か月以上での流産・死産については産後休業の対象となります。



妊娠中・産前産後の雇用の保障

解雇制限

産前産後休業の期間およびその後30日間の解雇は禁止されています。

解雇無効

妊娠中および出産後1年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、原則として無効です。

育児休業について

育児休業制度

1歳に満たない子を養育する労働者は、男女を問わず、希望する期間、子どもを養育するために休業することができます。育児休業は1人の子に対して原則2回に分割して取得できます。また、産後パパ育休と育児休業を合わせれば4回休業できます。

産後パパ育休制度

(出生時育児休業制度)

育児休業とは別に、原則として出生後8週間のうち4週間まで、2回に分割して休業することができます。(なお、出産された女性の場合、産後8週間は産後休業期間となるため、本制度は主に男性が対象となりますが、養子を養育しているなどの場合は女性であっても当然に対象となります。)

育児休業の延長

子が1歳以降、保育所等に入れないなどの一定の要件を満たす場合は、子が1歳6か月に達する日までの間、育児休業を延長することができます。さらに子が1歳6か月に達した時点で保育所等に入れないなどの一定の要件を満たす場合、最長で子が2歳に達する日までの間、育児休業を再延長することができます。

会社の規定を確認し、育児休業を取得する場合は、遅くとも休業開始1か月前までに会社に育児休業申出書を提出しましょう。

産後パパ育休を取得する場合は、休業開始予定日の2週間前(労使協定を締結している場合は2週間超から1か月以内で労使協定で定める期限)までに会社に育児休業申出書を提出しましょう。



育休をとるときは申請時期

若い子どもを育てながら働き続けるために

短時間勤務制度

事業主は、3歳未満の子を養育する男女労働者について、短時間勤務制度(1日原則として6時間)を設けなければならないことになっています。
*令和7年4月に育児時短就業給付金が創設され、2歳未満の子を養育するために時短勤務をする場合に、時短勤務中に支払われた賃金の最大10%が支給されます。

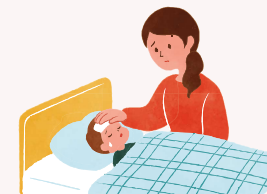
所定外労働の制限

(残業免除)

事業主は、小学校入学前の子を養育する男女労働者から請求があった場合は、所定外労働をさせてはならないことになっています。

子の看病等休暇

小学3年生修了までの子を養育する男女労働者は、会社に申し出ることにより、年次有給休暇とは別に1年につき子が1人なら5日まで、子が2人以上なら10日まで、1日単位または時間単位で、病気やけがをした子の看護、予防接種および健康診断、感染症に伴う学級閉鎖や入園(入学)式および卒園式のために休暇を取得することができます。(有給が無給の場合は会社の規定によります。)



産前産後休業中・育児休業中の経済的支援

出産育児一時金

健康保険の加入者が、出産したとき、1児につき50万円(産科医療補償制度加算対象出産でない場合は48万8千円)が出産育児一時金として、支給されます。

出産手当金

産前産後休業の期間中、健康保険から1日につき、原則として賃金の3分の2相当額が支給されます。ただし、休業している間にも会社から給与が支払われ、出産手当金よりも多い額が支給されている場合には、出産手当金は、支給されません。

出生時育児休業給付金

子の誕生日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内に、4週間(28日)以内の期間を定めて、子を養育するための産後パパ育休(出生時育児休業、40ページ参照)を取得した等一定要件を満たした雇用保険被保険者が対象で、原則として休業開始前賃金の67%が支給されます。

育児休業給付金

1歳未満の子(保育所に入れないなどの事情があれば最長2歳に達する日まで)を養育するために育児休業を取得した等一定要件を満たした雇用保険被保険者が対象で、原則として休業開始後180日間は休業開始前賃金の67%、休業開始から181日目以降は50%が支給されます。

*令和7年4月に出生後休業支援給付金が創設され、子の出生直後の一定期間内に、両親ともに14日以上育児休業を取得する場合に、最大28日間、出生時育児休業給付金または育児休業給付金に上乗せして休業開始前賃金の13%が支給されます。

*いずれも非課税のため所得税の控除はなく、次年度の住民税の算定基礎にもなりません。

社会保険料の免除

産前産後休業中、育児休業中、健康保険・厚生年金保険の保険料は、会社から年金事務所または健康保険組合に申出をすることによって、本人負担分、会社負担分ともに免除されます。社会保険料の免除を受けても、健康保険の給付は通常どおり受けられます。また、免除された期間分も将来受け取る年金額に反映されます。



経済的支援

東海市の様々な経済的支援制度を紹介します。

不妊治療費の助成



問 国保課

☎ 052-613-7644
☎ 0562-38-6268

不妊治療を受けている夫婦に必要な医療費（保険診療分）の自己負担額を助成します。（1年度内で、上限30万円）

不育症治療費の助成



問 国保課

☎ 052-613-7644
☎ 0562-38-6268

不育症の治療および検査（保険診療外）を受けている夫婦に対し、費用を助成します。

妊婦医療費の助成



問 国保課

☎ 052-613-7644
☎ 0562-38-6268

妊婦さんに必要な医療費（保険診療分）の自己負担額を助成します。

妊婦のための支援給付



問 こども課

☎ 052-613-7658
☎ 0562-38-6281

妊娠時と出産後の2回に分けて、妊婦支援給付金を支給します。

未熟児養育医療給付



問 国保課

☎ 052-613-7644
☎ 0562-38-6268

1歳未満の乳児で、出生体重が2,000g以下または生活力が特に弱く、指定養育医療機関の医師が、未熟児として入院養育を必要であると認めた場合の入院時の医療費（保険診療分）とミルク代の自己負担額を助成します。

子ども医療費の助成



問 国保課

☎ 052-613-7644
☎ 0562-38-6268

0歳から18歳到達の年度の末日までのお子さんの医療費（保険診療分）、大学生等の入院医療費（保険診療分）の自己負担額を助成します。



児童手当



問 こども課

☎ 052-613-7661
☎ 0562-38-6283

高校生年代までのお子さんを養育されている方に手当を支給します。（ただし、留学以外で国外に居住している場合や児童養護施設等に入所している場合は除く）

新規申請に必要なもの

- ① 医療保険情報が確認できる書類の写し（国民健康保険以外の方）
- ② 受給者の通帳又はキャッシュカード
- ③ 受給者・配偶者の通知カード又はマイナンバーカード
- ④ 窓口にお越しいただく方の本人確認書類

※その他必要なものにつきましてはお問い合わせください。受給者は原則として父母で所得の高い方になります。

保育料 (第2子以降無料等)



問 幼児保育課

☎ 052-613-7669
☎ 0562-38-6292

同一世帯で子ども（年齢制限はありません）を2人以上養育している場合、第2子以降の保育料や副食費が0円となる等の保育料等の軽減があります。



【放課後児童クラブ】P.39 をチェック

子育てのための施設等利用給付



問 幼児保育課

☎ 052-613-7669
☎ 0562-38-6292

幼稚園や認定こども園の預かり保育・認可外保育施設・一時預かり事業等を利用している場合の利用料を給付します。

らんらんバスの運賃 小学生以下無料



問 都市計画課

☎ 052-613-7807
☎ 0562-38-6398

通常1乗車100円で運行しているらんらんバスが、小学生以下は無料で乗車できます。

三世代同居等 住宅補助金



問 建築住宅課

☎ 052-613-7816
☎ 0562-38-6407

子育てにおける負担の軽減や地域コミュニケーションの維持を図ることを目的とし、三世代で同居または近居するために住宅の新築、増築または住宅購入をしようとする世帯に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

空家改修等補助金

NEW



問 建築住宅課

☎ 052-613-7816
☎ 0562-38-6407

空き家住宅の購入または改修等をする新婚・子育て世帯に対し、補助金を交付します。



その他経済支援はこちら→



障がい児支援

障がいのあるお子さんがスムーズに適切な支援を受けられるよう、制度や給付の紹介をします。

障害者手帳の交付



問 こども課

☎ 052-613-7661
☎ 0562-38-6283

●身体障害者手帳

身体障がいのある方に1～6級の手帳を交付します。

●療育手帳

知的障がいのある方にA・B・C判定の手帳を交付します。18歳未満の交付には、知多児童・障害者相談センターの判定が必要です。

●精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある方に1～3級の手帳を交付します。

自立支援医療（育成医療）費の給付



問 こども課

☎ 052-613-7661
☎ 0562-38-6283

身体に障がいがあるか、現在の疾患を放置すると将来障がいを残すと認められる18歳未満のお子さんが、その障がいを除去・軽減する効果が期待できる手術等の治療を指定医療機関において行う場合の医療費の一部を公費負担する制度です。

障がい者医療費の助成



問 国保課

☎ 052-613-7644
☎ 0562-38-6268

対象となる等級の身体障害者手帳、療育手帳等をお持ちの方が、病院などにかかった時の医療費（保険診療分）の自己負担額を助成します。ただし、未就学の方は、子ども医療が優先となります。

児童福祉サービス

☑ 障がい児通所支援

児童福祉法に基づく支援のことで、児童の発達を支援するための療育等の提供を受けられるものです。サービスの利用には住民票のある市町村で発行される受給者証が必要です。

●児童発達支援

未就学の障がい児を対象とした、日常生活における基本的な動作および知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援などを行います。

●放課後等デイサービス

就学中の障がい児を対象とした、授業終了後または休業日に生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進などを行います。

●保育所等訪問支援

保育所等に通う障がい児を対象とした、専門の支援員がその施設を訪問し、集団生活への適応のための支援などを行います。

☑ 障がい児相談支援

市の指定を受けた相談支援事業所の相談支援専門員が、障がい児通所支援を利用する児童に対して、障がい児支援利用計画を作成し、定期的にサービス等の利用状況のモニタリングを行います。また、サービスの利用調整や利用状況の確認、情報提供などの支援を行います。

問 こども課

☎ 052-613-7661
☎ 0562-38-6283



地域生活支援事業のサービス

☑ 移動支援

移動が困難な障がい児に対し、社会生活上不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。

☑ 日中一時支援事業（B型）

障がい福祉サービス事業所等において、児童に日中の活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等その他市が決めた支援を行います。

☑ 日常生活用具の給付

【対象】

- 身体障がい児 ●知的障がい児
- 精神障がい児 ●難病患者

問 こども課

☎ 052-613-7661
☎ 0562-38-6283

障害児福祉手当



問 こども課

☎ 052-613-7661
☎ 0562-38-6283

20歳未満の児童で、政令で定める程度の重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする方に支給されます。障がい等級によって手当額が異なります。

東海市援護扶助費



問 こども課

☎ 052-613-7661
☎ 0562-38-6283

障がいを有する方に支給されます。障がい等級によって手当額が異なります。

障がい福祉サービス

☑ 居宅介護（ホームヘルパー派遣）

ホームヘルパーを住居等に派遣し、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

☑ 行動援護

行動上、困難を有する障がい児が、行動する時の危険回避するために必要な援護、外出時の移動介護を行います。

☑ 短期入所（ショートステイ）

介護を行う人が病気の場合等に、短期の入所による入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

☑ 補装具費の支給

【対象】

- 身体障がい児 ●難病患者

問 こども課

☎ 052-613-7661
☎ 0562-38-6283

特別児童扶養手当



問 こども課

☎ 052-613-7661
☎ 0562-38-6283

身体または精神に障がいのある20歳未満の児童を育てている方に支給されます。障がい等級によって手当額が異なります。



障がい児支援



障がい児支援

ひとり親支援

ひとり親家庭の生活維持や仕事・家庭の両立を支援するための支援制度を紹介します。

母子・父子相談

問 **子ども課 福祉・介護保険関係窓口 (1階)**
☎ 052-613-7661
☎ 0562-38-6283

母子・父子家庭および寡婦を取り巻く経済上の問題、福祉資金の貸付、母子・父子家庭の児童養育の問題、その他、生活上の問題などの相談を行っています。

児童扶養手当

問 **子ども課 福祉・介護保険関係窓口 (1階)**
☎ 052-613-7661
☎ 0562-38-6283

父または母がいないか、父または母に一定の障がいがある場合、18歳以下(18歳到達年度末日まで)のお子さんを養育している方に手当を支給します。

愛知県遺児手当

問 **子ども課 福祉・介護保険関係窓口 (1階)**
☎ 052-613-7661
☎ 0562-38-6283

県内在住で、父または母がいないか、父または母に一定の障がいがある場合、18歳以下(18歳到達年度末日まで)のお子さんを養育している方に手当を支給します。

東海市援護扶助費(児童)

問 **子ども課 福祉・介護保険関係窓口 (1階)**
☎ 052-613-7661
☎ 0562-38-6283

愛知県遺児手当を受けることができる方で、18歳以下(18歳到達年度末日まで)のお子さんを養育している方に手当を支給します。

母子家庭等医療費の助成

問 **国保課**
☎ 052-613-7644
☎ 0562-38-6268

父または母がいないか、父または母に一定の障害がある場合等で、18歳以下(18歳到達年度末日まで)のお子さんを扶養している世帯の医療費(保険診療分)の自己負担額を助成します。

母子家庭等 自立支援給付金

事前相談
が必要

問 **子ども課 福祉・介護保険関係窓口 (1階)**
☎ 052-613-7661
☎ 0562-38-6283

就職に役立つ技能や資格の取得のため各種講座を受講したり、各種学校等の養成機関で修業する場合などに、給付金を支給し、経済的自立を支援する制度です。

ひとり親世帯への援助
詳しくはこちら→

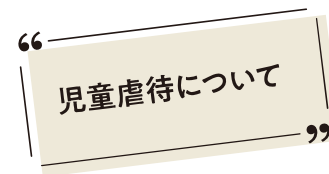


養育費、親子交流について
詳しくはこちら→



虐待かもと思ったら

虐待は子どもの発達に悪影響を与えるだけでなく、子どもの権利の侵害にもあたります。児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。



児童虐待とは、親や親に代わる養育者が、子どもの心身を傷つけ、健全な成長・発達を損なう行為をいいます。一生懸命子どものために「しつけ」の一環としてやっていることであっても、それが子どもにとって有害な行為であれば「虐待」にあたります。重要なのは、「虐待か否か」というラベルを貼ることではなく、子どもにどのような影響が現れているのかを判断することです。

虐待の定義

身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、激しくゆさぶる、やけどを負わせる、戸外に閉め出す、身体に傷を負わせたり、生命に危険を及ぼす行為などを行うこと。

性的虐待

子どもへの性的行為の要求、性的行為を見せる、ポルノビデオを見せる、ポルノグラフィターの被写体にするなど、わいせつな行為をしたりさせたりすること。

心理的虐待

言葉による脅し、無視、兄弟姉妹間での差別的扱い、子どもの心を傷つけることを繰り返し言う、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)など。

ネグレクト

食事を与えない、ひどく不潔にする、家や自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、同居人からの子どもへの暴力を放置するなど、親としての養育・監護を怠ること。



子どもは虐待を受けていても、なかなか真実を話すことができません。だから、周囲が気づき、しかるべきところにつなげる必要があります。もしや...虐待かもと思ったら、通報や相談をしてください。あなたの相談によって、苦しい思いをしている親子が援助者に出会うきっかけになります。子育てが辛くなっている保護者自身からの相談も受け付けています。



産後うつに気をつけて

出産した女性の約3~5割が経験する「マタニティブルー」はホルモンバランスの変化に伴う一過性のものと考えられていますが、症状が長引くことで「産後うつ」に移行することがあります。「産後うつ」はおおよそ10%の罹患率があり、気分の落ち込みや楽しみの喪失、自責感や自己評価の低下などを訴え、産後3か月以内に発症することが多いです。産後うつは女性に限ったものではなく、父親にも起こりうること。お互いの様子を気にかけて、不調が続くときは無理せず専門機関(産婦人科、心療内科、精神科、助産師や保健師)に相談しましょう。



虐待相談窓口

子ども課 家庭児童相談
☎ 052-689-1080

知多児童・障害者相談センター
☎ 0569-22-3939

児童相談所全国共通ダイヤル
☎ 189(いちばやく)



虐待かもと思ったら



心配・悩みごと

妊娠・出産・子育ての悩みに寄り添い、対応できる様々な相談先があります。不安に思うことはご相談ください。

子ども家庭センター



妊産婦子育て総合相談

問 健康推進課 ☎ 052-689-1646

保健師、助産師、歯科衛生士、管理栄養士による育児・健康に関する相談

相談日時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
9:00～16:00

家庭児童相談

問 子育て課 ☎ 052-689-1080

家庭児童専門員による家庭における児童の養育上の困りごとや家庭の人間関係などに関する悩みの相談

相談日時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
9:00～16:00

子育てサービス利用者 支援事業（子育て相談窓口）

問 子育て総合支援センター
☎ 0562-85-6668

子育て支援専門員が子育て家庭の個別のニーズに応じた子育て情報の提供や育児に関する相談に応じます。

相談日時 火～日曜日（年末年始を除く） 9:00～16:00

子育て オンライン相談

予約制



問 健康推進課 ☎ 052-689-1600

妊娠中や子育てで気になっている事を自宅から栄養士や歯科衛生士、保健師や助産師に相談できます。



健康に関する電話相談



問 健康推進課 ☎ 052-689-1600

保健師、歯科衛生士、管理栄養士による育児・健康に関する相談

相談日時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
9:00～12:00、13:00～16:00

家庭訪問

訪問



問 健康推進課 ☎ 052-689-1600

保健師等がご家庭を訪問し、妊娠・出産・育児に関する相談に応じます。

ふきのとう教室

予約制



問 健康推進課 ☎ 052-689-1600

1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査後の発達などの相談や遊びの教室です。ことばや発達の遅れなど、気になる方はお問い合わせください。

親子発達支援教室

予約制



問 子育て総合支援センター
☎ 0562-85-6177

発達のゆるやかな子どもと保護者を対象に、発達を促す遊びや関わりを実践的にを行います。詳しくはお問い合わせください。

育児妊婦相談

予約制

問 健康推進課 ☎ 052-689-1600

子どもの育児や発育・発達・妊婦の健康に関する相談に、保健師、臨床心理士、管理栄養士が応じます。お問い合わせください。

療養用具（吸入器） 貸付事業



問 健康推進課 ☎ 052-689-1600

慢性閉塞性呼吸器疾患の方に、6か月間に限り吸入器の貸し付けを行います。

申し込み方法 健康推進課窓口にて、診断書・申請書の用紙を配布しますので、その後医師より診断書を記入してもらい健康推進課へ提出してください。受領後、吸入器を貸出します。

フェミニスト カウンセラーによる 女性のための悩みごと相談

予約制



問 社会福祉課 ☎ 052-613-7652
☎ 0562-38-6275
☎ 052-604-9191（予約専用電話）

ドメスティックバイオレンス（夫・恋人からの暴力）、夫婦関係など女性が日常生活の中で直面するさまざまな悩みや問題の解決を図るための女性相談員（フェミニストカウンセラー）による相談

相談日時 月2回（原則第2・4火曜日）
（日程は広報とうかいでお知らせします）
10:00～12:00、13:00～16:00

実施場所 市役所市民相談室（1階）

教育相談



問 学校教育課
☎ 052-613-7831
☎ 0562-38-6421

教育相談員（教員経験者）が、電話や面会で、いじめや不登校などの学校に関する悩み相談を行います。困っていることや悩んでいることがありましたら、ご相談ください。

相談日時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
9:00～16:00



のびのび相談



問 教員研修センター
☎ 0562-32-6600

特別支援教育担当の相談員が、障がいのあるお子さんや、障がいがあるかもしれないお子さん、そのお子さんの家庭生活や学校生活、また、学習や授業についての悩み相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

相談日時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
9:00～12:00、13:00～16:00

すこやか健診

予約制

問 健康推進課 ☎ 052-689-1600

子どもの育児や発育・発達などの相談に医師、臨床心理士、保健師等が応じます。詳しくはお問い合わせください。

ことばと発達の 相談

予約制



問 健康推進課
☎ 052-689-1600

ことばと発達についての個別相談を行います。保健師が対応し、必要に応じて臨床心理士による心理相談へおつながります。

相談日時 原則第3金曜日 9:00～12:00

多様な性に 関する相談

NEW

予約制





問 市民協働課
☎ 052-613-7525
☎ 0562-38-6136

多様な性に関する日常生活や職場等での悩みや困りごとなどを無料で相談できる窓口を設置しています。

相談日時 毎日（年末年始を除く） 9:00～21:00

Topic 02
 子育て今昔
 時代の流れとともに、育児の常識や考え方は変化していきます。「昔はこうだったけど、今は推奨されていない」ということもあります。子育て情報の今と昔を比べてみましょう。

現在	パパ・ママが生まれた頃
 <p>妊娠中の食事</p> <p>ママは助産師さんや医師と相談しながら体調や体重を管理しています。見守ってあげましょう。</p>	 <p>お腹の赤ちゃんの分も、2人分食べて栄養をつけてと言われていました。</p>
<p>授乳</p> <p>母乳・ミルクどちらでも構いません。母乳の場合は、3時間おきではなく、赤ちゃんが欲しがるタイミングで授乳します。</p>	<p>ミルクの方が母乳より栄養があるとされていたり、母乳育児が絶対と言われていたこともあります。</p>
<p>卒乳</p> <p>いつまでという決まりはなく、自然におっぱいから離れる「卒乳」が主流になってきています。子どもとママのペースを大切に。</p>	<p>母子健康手帳に「断乳」の記載がありましたが、今は無くなっています。</p>
<p>離乳食</p> <p>生後5~6か月から子どものペースに合わせて10倍がゆから開始します。アレルギーに注意が必要のため、食べたことがあるもの以外は与えないようにしましょう。はちみつは1歳未満には与えません。</p>	<p>離乳食の準備として生後3~4か月から果汁などをあげていました。</p>
<p>虫歯予防</p> <p>虫歯菌は大人から感染します。大人が噛み砕いたものや、スプーンやお箸の共有はやめましょう。</p>	<p>大人が噛み砕いたものをあげたり、スプーンやお箸を共有することがありました。</p>
<p>抱っこ</p> <p>抱っこをされると赤ちゃんは安心します。抱き癖は気にせず、抱っこしてあげましょう。</p>	<p>抱き癖がつくので、泣いてもすぐに抱っこしないようにと言われていました。</p>
<p>うつぶせ寝</p> <p>うつぶせ寝の方が乳幼児突然死症候群(SIDS)の発症率が高いため、あおむけで寝かせましょう。</p>	<p>寝つきが良くなる、頭の形が良くなると言われていました。</p>

現在	パパ・ママが生まれた頃
<p>トイレトレーニング</p> <p>子どものペースに合わせて始めます。3歳前後でトレーニングを開始する子が多いですが、子どもの体調や発達にあわせて焦らず見守りましょう。</p>	<p>なるべく早くおむつを外すようにしていました。</p>
<p>日光浴</p> <p>赤ちゃんの皮膚は紫外線の影響を受けやすいと考えられています。帽子を被ったり、日焼け止めを塗るなど紫外線対策をしましょう。</p>	<p>母子健康手帳に記載があり、推奨されていました。</p>
<p>お風呂</p> <p>白湯を飲ませる必要はありません。水分補給は必要に応じて授乳したりミルクをあげましょう。スキンケアはローションやクリームなど肌に合うもので保湿をしてあげましょう。</p>	<p>お風呂上がりは水分補給として白湯を飲ませていました。また、ベビーパウダーをつけていました。</p>
<p>服装</p> <p>赤ちゃんは快適な室温で過ごすことが多く、厚着の必要はありません。寝返りやハイハイをするようになると、靴下は体の動きを妨げてしまう場合もあります。体温調整がしやすい衣服を心がけましょう。</p>	<p>寒いときは厚着をしていました。</p>
<p>チャイルドシート</p> <p>6歳未満の幼児のチャイルドシート着用が法律で義務付けられています。祖父母の車に乗る時も必ずチャイルドシートを装着しましょう。</p>	<p>大人が赤ちゃんを抱っこして車に乗っていました。</p>



里帰り出産の受け入れ、
産後のお手伝いに行くとき




話し合しましょう

パパママが何を手伝って欲しいのか、また祖父母ができることなど具体的に話し合しましょう。育児用品の準備、移動方法、里帰りの期間など確認しておきましょう。またお金のルール等(生活費や祖父母の交通費など)も確認しておきましょう。

家の危険箇所を確認 P52.53参照

里帰り出産の場合は家の中を整理整頓し、危険なものや口に入れてほしく無いものなど片付けましょう。



こぼれ話

- パパママに聞いた
祖父母にしてもらって嬉しかったこと
- 赤ちゃんのお世話より
ママのサポート・気遣いを
してくれたこと
- 行事ごとで
祝って
くれること
- 母乳育児の
とき野菜中心の
ご飯を作ってもらったこと
- 子どもと
遊んでくれる、
子どもを褒めて
くれたこと
- 育児用品や
服を買うときに
相談してくれたこと



救急対応

子育てをしていると、突然体調をくずしたりけがをすることもあります。もしものときに慌てないよう、日頃から確認しておきましょう。

こんなときにはすぐに119番!

こども(15歳以下)

顔

- くちびるの色が紫色
- 顔色が明らかに悪い

胸

- 激しい咳やゼーゼーして呼吸が苦しそう
- 呼吸が弱い

手・足

- 手足が硬直している



頭

- 頭を痛がって、けいれんがある
- 頭を強くぶつけて、出血がとまらない、意識がない、けいれんがある

おなか

- 激しい下痢や嘔吐で水分が取れず食欲がなく意識がはっきりしない
- 激しいおなかの痛みで苦しがる
- 嘔吐が止まらない
- 便に血がまじった

意識の障害

- 意識がない(返事がない)またはおかしい

じんましん

- 虫に刺されて全身にじんましんが出て、顔色が悪くなった

生まれて3か月未満の乳児

- 乳児の様子がおかしい

けいれん

- けいれんが止まらない
- けいれんが止まっても、意識が戻らない

やけど

- 痛みのひどいやけど
- 広範囲のやけど

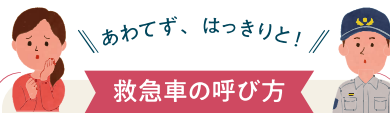
飲み込み

- 物をのどにつまらせて、呼吸が苦しい、意識がない

事故

- 交通事故にあつた(強い衝撃を受けた)
- 水におぼれている
- 高いところから落ちた

その他、お母さんやお父さんから見て、いつもと違う場合、様子がおかしい場合



救急車の呼び方

- 119番に電話する。
- 火事ですか?救急ですか?と聞かれたら「救急です」と答える。
- 場所を聞かれたら住所(マンション名、階、号)や付近の大きな目印を答える。
- 症状を聞かれたら「けがをした/けいれんが止まらない」など簡潔に伝える
- その他年齢、性別、けがの様子など、聞かれたらわかる範囲で答える。
- あなた(救急車を呼んだ人)の名前と連絡先を伝える

救急車の適正利用を!

近年、救急車の出動件数・搬送人員数はともに増えており、救急隊の現場までの到着時間も遅くなっています。救急車で搬送された人の約半数が入院を必要としない軽症という現状もあります。救急車の数には限りがあります。緊急に医療を受ける必要のある人が救急車の対象であることを理解し、良識ある利用に努めましょう。救急車を呼ぶべきか、救急外来に行くべきか悩んだら#8000(19:00~翌朝8:00)や全国版救急受診アプリ「Q助」(P56参照)で相談しましょう。

もしものときの応急手当方法

病気やけがにより突然心臓が止まったり、溺れたりした場合、一刻も早い手当が必要で。人間の脳細胞は数分間血液が流れず酸素が届かなくなると、二度と機能が回復しないからです。119番通報してから救急車が来るまでには最低でも数分かかるので、応急手当が重要です。まずは人を呼び、周りに人がいない場合は119番しましょう。119番したら電話をハンズフリー設定にして、指令員の指示に従って以下の処置を行います。胸骨圧迫と人工呼吸の回数は30:2とし、この組み合わせを救急隊員と交代するまで繰り返します。

胸骨圧迫(心臓マッサージ)

意識がなく呼吸が停止している場合は、直ちに胸骨圧迫による心肺蘇生を開始します。幼児でも乳児でも、胸の厚さが3分の1くらい沈む強さで、1分間に100~120回のスピードで圧迫します。

■幼児の場合

胸骨の下半分を、手のひらの根元で押します。

■乳児の場合

左右の乳頭を結んだ線の中央で少し足側を、指2本で押します。



胸骨圧迫(心臓マッサージ)乳児の場合

人工呼吸

あお向けにして、頭を後ろに反らし、同時にあごの先を上を持ち上げ、気道を確保します。

■幼児の場合

鼻をつまみ、口と口をくっつけて息を吹き込みます。

■乳児の場合

口と鼻を一緒に覆い、胸が軽く上がる程度まで息を吹き込みます。

AED(自動体外式除細動器)

AEDは、心臓に電氣的な刺激を与えて正常のリズムを取り戻す機械です。近くにAEDがあれば取り寄せを依頼し、届いたら電源を入れて、音声に従いつつ表示されているように電極パッドを貼り、その音声に従って操作します。効果が無い場合は胸骨圧迫30回、人工呼吸2回を繰り返し、以後2分おきにAEDを操作します。



出典：総務省消防庁「救急車利用リーフレット」<https://www.fdma.go.jp/publication/portal/post9.html>

出典：総務省消防庁ホームページ (https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/kyukyuyumens_kinkyutuhou/119.html)
こども家庭庁ホームページ (<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/handbook>) をもとに作成

救急病院を探す //

救急医療情報センター

問 東海市(上野局)の方
☎ 052-263-1133
東海市(尾張横須賀局)の方
☎ 0562-33-1133
相談時間:24時間365日

問い合わせ時に診療を行うことができ、かつ、症状に見合った医療機関を電話で紹介しています。

あいち救急医療ガイド

県内の「今、診てもらえる病院・診療所」を探したいときに役立つホームページです。休日夜間診療所、外国語で対応できる病院・診療所の検索ができます。

休日当番医

問 ☎ 050-5865-1571
相談時間:24時間365日

東海市医師会では、日曜日・祝日の休日当番医制を行っています。

当番医への受診は急病者に限ります。
必ず当番医へ電話をかけてからお出かけください。
電話の音声でも在宅当番医の案内を行います。

診療時間 【日曜日・祝祭日】 9:00 ~ 12:00 (正午)

かかりつけ医を持ちましょう //

病気になったり健康に不安を感じたとき、気軽に相談できる「かかりつけ医」。今までにかかった病気や予防接種の履歴、アレルギーなどの体質を理解してくれ、子どものちょっとした体調の変化に気づくことができます。こどもは予防接種や健康診査など医療機関を受診する機会が多いため、親子ともに安心できるかかりつけ医を見つけましょう。



救急で判断に迷ったとき //

小児救急電話相談

問 ☎ # 8000
☎ 052-962-9900
相談時間:平日19:00~翌朝8:00
土日祝日、年末年始19:00~翌日19:00

看護師(難しい事例は小児科医)による救急電話相談を行っています。

日本小児科学会のホームページ「子どもの救急」

症状に応じた対処方法を調べられます。

全国版救急受診アプリ「Q助」Web版

救急車を呼ぶ目安などが掲載されています。



こんなときは時間外でも早めに受診を //



発熱の場合

- 生後3か月未満である(予防接種後以外)
- ぐったりしている
- 初めてひきつけた(けいれん)
- 体温41℃以上
- 脱水の症状がある

吐いた・下痢の場合

- 突然、勢いよく「オエッ」と3回以上吐く
- 噴水状に吐いた、胆汁性嘔吐(緑色の液体を吐いた)
- ひきつたり(けいれん)、意識が低下したりする
- 体重減少(10%以上は重症)
- 血便
- 強い腹痛

脱水の症状とは…

- ① ぼんやりして、呼吸が荒い
- ② 口の中が乾き、目が落ちくぼむ
- ③ 皮膚が冷たく、色が悪い(青白い、網目状、チアノーゼ)
- ④ 皮膚をつまんだ時、戻るのに時間がかかる
- ⑤ 手足の先を押さえて離れた時、色調の戻りが2秒以上
- ⑥ 12時間以上オシッコが出ない、泣いても涙が出ない
- ⑦ 体重が3%以上減る(体重15kgで50g以上減る)



誤飲したときの対処法 //

基本的には吐かせずに、同じものを病院に持参して受診しましょう!

飲んだもの	対処法
●灯油 ●ベンジン ●除光液 ●農薬殺虫剤 ●ネズミ駆除剤	救急車を呼ぶ
●ボタン電池 磁石 ●鋭利な異物(ヘアピン、針など) ●洗剤(トイレ用スタンプ、液体洗剤) 吸水性樹脂・水で膨らむビーズ・ 芳香剤・消臭剤・防虫剤・漂白剤 ●たばこ(可能なら吐かせる) ●薬(お薬手帳があれば持参) ●コインやおもちゃ等	症状がなくても 急いで受診
●少量のインク ●クレヨン ●絵の具、粘土 ●化粧品(口紅・ファンデーション) ●石けん(心配な場合は電話などで相談)	家で様子を見る 診療時間内に受診

中毒110番

化学物質(たばこ、家庭用品など)、医薬品、動植物の毒などによる中毒事故が実際に起きて、どう対処したらよいか迷った場合は相談してください。

大阪中毒110番

☎ 072-727-2499
相談時間:24時間365日

つくば中毒110番

☎ 029-852-9999
相談時間:24時間365日

たばこ専用電話

☎ 072-726-9922
相談時間:24時間365日
自動音声応答による情報提供

出典・こども家庭庁「こどもの事故防止ハンドブックについて」<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/handbook>
・厚生労働省「上手な医療のかかり方」<https://kakarikata.mhlw.go.jp/assets/pdf/slide.pdf>
・政府広報オンライン「赤ちゃんやこどもを誤飲・窒息事故から守る! 万一のときの対処法は?」
<https://www.gov-online.go.jp/article/202408/entry-6450.html>をもとに作成



災害に備えて

避難所では、哺乳瓶・ミルク・おむつ等は数に限りがあり、個々に合わせたものではありません。使い慣れたものをすぐに持ち出せるように、最低3日分の荷物を入れた非常用持ち出し袋を用意しておきましょう。こどもの必要な物は月齢・年齢によって違います。成長に合わせて取り替えましょう。

赤ちゃん・子連れ家庭にこれは必要!防災準備リスト

乳幼児用の防災セット

- 母子健康手帳 紙おむつ・おしりふき (ウェットティッシュ)
- 哺乳瓶 (使い捨て) ミルク (スティックがおすすめ)
- ベビーフード (離乳食)・おやつ 抱っこひも・おんぶひも・スリング
- おもちゃ (絵本・音の出ないおもちゃ)

一般的な防災セット

- 水・非常食 (水は1人1日2リットルを目安に、最低3日分の用意。)
- 食器類 (スプーン・紙コップ等)
- 着替え (薄手から防寒具まで最低2~3組)
- バスタオル・タオル ビニール袋 カイロ
- 靴 常備薬 簡易トイレ 携帯ラジオ

妊産婦・乳幼児のための福祉避難所

福祉避難所は、災害発生後、準備が出来次第、避難者の受け入れを始めます。発災時は、まず、拠点避難所へ避難してください。その後、福祉避難所の準備が出来てから利用していただきます。



災害用伝言ダイヤル「171」

電話が繋がりにくくなる大災害発生時には、「災害用伝言ダイヤル」が開設されます。被災地内やその他の地域の方と伝言の録音・再生をすることができます。

体験利用日

- 毎月1日、15日
- 1月1日~3日
- 防災週間(8月30日~9月5日)
- 防災とボランティア週間(1月15日~21日)

子育てに役立つコンテンツ

東海市の公式サイトに登録を!

- LINE** 市政情報やイベント情報、災害情報等を発信しています。友だち登録をお願いします。
- X** 市政情報やイベント情報、市の魅力に関する情報を随時ポストしています。
- 市公式ホームページ** 子育て世代を支える市の制度や暮らしの情報をまとめて紹介しています。

東海市子育てアプリ「おやっこ」by母子モ

東海市が提供する、安心してお使いいただける子育てアプリです。紙の母子健康手帳と合わせてお使いください。



- お子さまの成長を簡単に記録!
- 地域の育児情報が届き、必要な施設を検索できます。
- 予防接種のスケジュール管理も簡単!
- イベント等のWeb予約がいつでもできる!
- オンライン相談も可能!

ダウンロードはこちら

子育て家庭優待事業(はぐみんカード)

東海市では、愛知県と協働で「子育て家庭優待事業」を実施しています。子育て家庭に発行される「はぐみんカード」や、「デジタルはぐみんカード」を県内の協賛店舗・施設「はぐみん優待ショップ」で提示すると、ショップが独自に設定する商品の割引やサービスなど様々な特典が受けられます。

利用対象者
18歳未満のお子さまと保護者、妊娠中の方
カードの有効期限
お子さまが満18歳に達して最初の3月31日まで



お問い合わせ
子ども課 ☎ 052-613-7656 ☎ 0562-38-6280

ちたまる安心安全&防犯メルマガ

地震や風水害に関する情報や東海市の防災情報などを配信します。

- 東海市の気象情報(警報など)のメール
- 地震に関する情報(震度速報・警戒宣言など)のメール
- 東海市の防災情報(災害情報・市の体制など)のメール
- 東海警察署からの防犯情報のメール

お問い合わせ [登録はこちら](#)
防災危機管理課
☎ 052-613-7536 ☎ 0562-38-6144

アイチポリス(アプリ)

アイチポリスでは、犯罪情報や不審者情報等、皆様の安全に役立つ情報が配信されます。ぜひ、ご登録ください。登録方法等の詳細については、愛知県警のウェブサイトをご覧ください。

お問い合わせ [ダウンロードはこちら](#)
東海警察署
☎ 0562-33-0110





2026年3月発行

発行：東海市
編集・デザイン：有限会社アド・フューチャー

問い合わせ
東海市 市民福祉部 こども課
TEL：052-613-7656

無断で複写・転載することをご遠慮ください。